

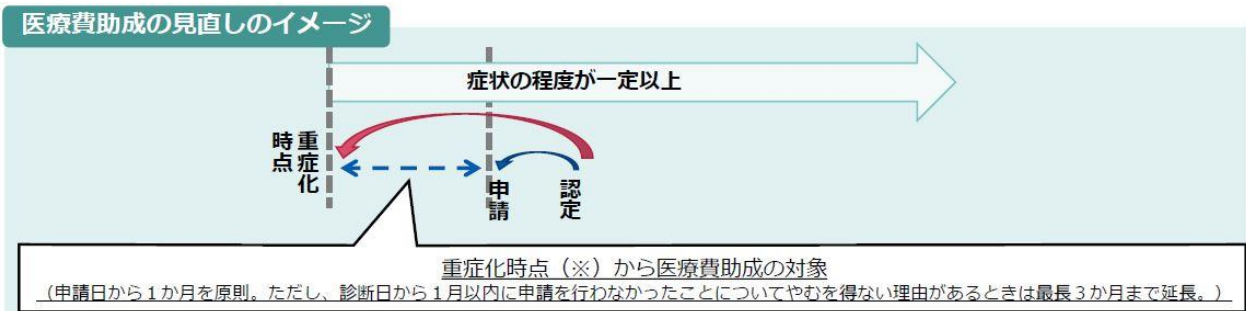
令和5年10月1日から小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る医療意見書が変わります

1 改正の概要

児童福祉法及び児童福祉法施行令の改正により、医療費助成の仕組みが次のとおり見直されました。

- ・医療費助成の開始時期を、「認定基準を満たしていることを診断した日」（重症化時点）とする。
- ・ただし、申請日からの遡りの期間は原則1か月とし、指定医が意見書の作成に期間を要した場合や入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由(※)があるときは、最長3か月とする。

※ やむを得ない理由は申請書に新設する記載欄に申請者が記載。



※ 重症化時点を確認するため、医療意見書に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において意見書に記載された内容を診断した日を記載する。

2 指定医の皆様にお願

診断年月日が不明ですと認定に差し支えますので、次のとおり医療意見書に新設された診断年月日を必ず記載してください。改正前の意見書も当面の間利用できますが、その場合も診断年月日を手書きで追記するなどご協力ください。

<改正後の医療意見書イメージ>

受給者番号 () 患者氏名 ()

告示番号 **80** 悪性新生物 () 年度 小児慢性特定疾病 医療意見書〈新規申請用〉 2023a-001 **3/3**

医療機関・医師署名

上記の通り診断します。

医療機関名	記載年月日	年	月	日
医療機関所在地	診断年月日	年	月	日
電話番号				

・診断年月日欄には、本医療意見書に記載された内容を診断した日を記載してください。

診断年月日を必ず御記載ください。
旧様式を使う場合も診断年月日を御記載ください。

<改正後の医療意見書掲載ページ>

- ・厚生労働省ホームページ「令和5年10月1日施行の医療意見書」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34547.html
- ・小児慢性特定疾病情報センターのホームページに掲載されている医療意見書も10月1日以降順次更新される予定です。

3 その他

- ・今回の改正に伴い、申請の意思表示日を医療費助成の有効始期としていた扱いは取りやめます。